

PwC Tax Insight (No.7/2019)

既存の ROH, IHQ, ITC の税務恩典 を終了する勅令(草案)の承認

Issue 29 Mar 2019

pwc

.....
2019年3月26日、タイの内閣は、ROH、IHQ および ITC に付与されていた税務恩典を終了する3件の勅令の草案を承認しました。
.....

2019年3月26日に、タイの内閣は、地域統括事業本部 (ROH)、国際地域統括本部 (IHQ) および国際貿易センター (ITC) に付与されていた税務恩典を終了する3件の勅令の草案を承認しました。

タイが、OECDの税源浸食と利益移転に関する包括的枠組み (BEPS) プロジェクトに参加して以来、タイ政府はBEPSのミニマムスタンダードの実施に尽力してきました。そのうちの1つが、「有害税制への対抗」です。

ROH、IHQ、およびITCに付与された税務恩典の一部は、OECDによって「有害」と考えられていました。タイ政府は、有害税制を推進しているとみなされないために、これらの税務恩典を廃止する必要がありました。

タイ政府は、ROH、IHQおよびITCの終了を見越し、有害税制に該当しない税務恩典を付与するため、新しい制度として、国際ビジネスセンター (IBC) の導入を発表していました。

今般、発表された3件の勅令の草案の主なポイントは、以下のとおりです。

制度	税務恩典の終了日
ROH1、ROH2 (ROH2への新規申請は2015年11月15日に、ROH1への新規申請は2018年10月11日に、それぞれ締め切られています)	<ul style="list-style-type: none"> ● ROH1の関連会社から受領するロイヤルティに対する法人所得税の税率の引下げは、2019年5月31日に終了します。 ● ROH2の関連会社から受領するサービス収益、利子、ロイヤルティおよび配当金に対する軽減税率の適用および法人所得税の免除は、2019年5月31日に終了します。 ● ROH2にて通常、勤務している外国人に対する個人所得税の恩典は、2019年12月31日に終了します。 ● ROH2から、外国人株主に支払われる配当に対する源泉所得税の免除は、2019年6月1日より前に発生する適格所得を源泉として、2021年1月1日より前に支払われる配当に対してのみ適用されます。
IHQ (IHQへの新規申請は、2018年10月11日に締め切られています)	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス収益、ロイヤルティ、配当、関連会社株式の売却により生ずるキャピタルゲイン、国際取引からの収益、および国際取引に関連するサービス収益を含む、IHQに付与された税務恩典は、2019年5月31日に終了します。 ● IHQにて通常、勤務している外国人に対する個人所得税の恩典は、2019年12月31日に終了します。 ● IHQから、外国人株主に支払われる配当に対する源泉所得税の免除は、2019年6月1日より前に発生する適格所得を源泉として、2021年1月1日より前に支払われる配当に対してのみ適用されます。類似の規定が、IHQから支払われる利息にかかる源泉所得税に対して適用されます。
ITC (ITCへの新規申請は、2018年10月11日に締め切られています)	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際取引および国際取引に関連するサービス収益について、ITCに付与された法人所得税の免除は、2019年5月31日に終了します。 ● ITCにて通常、勤務している外国人に対する個人所得税の恩典は、2019年12月31日に終了します。 ● ITCから、外国人株主に支払われる配当に対する源泉所得税の免除は、2019年6月1日より前に発生する適格所得を源泉として、2021年1月1日より前に支払われる配当に対してのみ適用されます。

所見

既存のROH、IHQ、ITCに対する税務恩典は認める一方で、これらの制度の新規申請を廃止した2018年12月28日に可決された法律を考慮すると、タイ内閣から、今般、発表された3件の勅令は予想外なものです。しかし、これは貴社がROH / IHQの恩典を有している場合に、IBCへ移行することの積極的な理由を与えるものと考えられます。IBCの税務恩典は、関連会社株式の売却にかかるキャピタルゲインの免税を認めていないため、貴社が関連する事業再編を検討されている場合には、IBCへの移行前に、事業再編を実施することの検討を推奨致します。また、今般の勅令の発表を契機として、貴社の事業構造を見直し、必要に応じたりストラクチャリングを行うことを、速やかに検討されることを推奨致します。

歳入局は2019年4月より、IBCの登録を開始することとなります。

タイ政府にとって、BEPSプロジェクトの遵守は、優先事項であることから、上記3件の勅令の草案は、まもなく法律として施行されると見込まれます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

Paul Stitt

Vanida Vasuwanichchanchai

Orawan Phanitpojjamarn

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@pwc.com

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@pwc.com

熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@pwc.com

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀 (0 2844 2102/Mobile:06 26032435) aoki.morioka@pwc.com

玉木寿典 (0 2844 1470/Mobile:06 55109668) tamaki.toshinori@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2019 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com/th.